

---

広陵町真美ヶ丘中学校区における学校  
施設等再編基本構想策定支援業務委託  
公募型プロポーザル仕様書

---

令和6年4月

広陵町教育振興部教育総務課

## 1 業務の名称

広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 業務の背景

現在、本町の真美ヶ丘地区では、中学校 1 校・小学校 2 校・幼稚園 2 園・保育園 2 園・放課後子ども育成教室 2 クラブを有しているが、令和 3 年度に策定した第 2 次広陵町人口ビジョンでは、今後 10 年間で乳幼児、児童及び生徒数の減少が見込まれており、今後の施設運営に大きな影響を与えることが懸念されている。とりわけ、真美ヶ丘中学校及び真美ヶ丘第二小学校については、児童・生徒数の減少が著しく、施設の老朽化も激しいことから、早急に施設のあり方を根本から見直す必要がある。

また、乳幼児に目を向けると、総数自体は減少傾向ではあるが、共働き世帯の増加等も影響し、幼稚園よりも保育園への入園を希望する世帯が増加している。

幼稚園の空き教室の問題と保育園の待機児童の問題の双方を解消するため、子ども園への移行を進める必要がある。

## 3 業務の目的

本業務では、短期（認定子ども園整備事業）、中期（保育園・幼稚園除却事業）、長期（学校再編事業）における、各事業を行うために必要な基礎資料とするため、令和 6 年度において、第 2 次広陵町人口ビジョン等に基づく基本構想を策定するものである。策定に当たり、学校再編については、20 年後の学校施設として、幼保小中並びに学童保育及び民間施設（新たなこどもの居場所）を包括した整備を予定しており、PPP/PFI 手法を活用した検討を前提条件とする。業務の実施に当たっては、教育振興部教育総務課及び企画総務部総合政策課との共同で実施する予定である。

以上を踏まえ、本町に有益で様々な事業提案を求めたいと考えていることから、公募型プロポーザルを実施する。

## 4 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 5 業務内容

### (1) 課題分析等整理業務

本業務を実施するに当たり、第 2 次広陵町人口ビジョン、第 5 次広陵町総合計画、広陵町教育大綱、広陵町教育振興基本計画、広陵町子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）及び広陵町幼保一体化総合計画等を踏まえた分析及び問題点の整理を行うこと。

また、通学路の検討も合わせて行うこと。

### (2) 再整備（案）の策定

上記の課題等の整理に基づき、再整備（案）を作成すること。

### (3) 再整備（案）に基づくイメージパース図の作成

上記(2)で作成した再整備（案）に基づき、20 年後の施設整備のイメージパース図（イラスト 1 枚程度）の作成を行うこと。

### (4) 庁内検討会議運営支援業務

基本構想の策定は、庁内検討会議において実施し、年 5 回の開催を予定している。このことから、会議で使用する資料の作成及び議事録作成を行うこと。また、庁内検討会議に町が指定するアドバイザーの派遣を行うこと。なお、アドバイザーの派遣費

用については、1回の派遣で10万円（税込上限）を予定している。

※庁内検討会議への参加方法として、リモート参加も可とするが、その場合、事前にリモートで参加する予定である旨を明確にすること。

#### (5) 基本構想（案）のとりまとめ業務

(1)から(4)の業務を踏まえ、基本構想（案）のとりまとめを行うこと。資料については、住民にも分かりやすい内容とすること。

#### (6) 業務打ち合わせ

本業務を円滑かつ効率的に実施するため、管理技術者が同席する打ち合わせ協議を着手時、中間（年度中1回）、最終納品前の3回のほか、庁内検討会議等の開催時には事前に行うこと。

※打ち合わせ協議の方法として、リモート協議も可とするが、その場合、事前にリモート協議で実施する予定である旨を明確にすること。

#### (7) 独自提案

前号に掲げる業務以外において、本業務を円滑かつ効率的に実施するための独自提案があれば提案してください。

### 6 業務の実施体制

本業務実施に当たっては、業務を円滑に実施するために総括責任者、業務責任者を選任し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、契約締結後、速やかに体制を整えるものとする。

(1) 受託者は、本業務の成果物の内容について、技術的な照査を行うこと。

(2) 選任した総括責任者は、当町からの変更要望又は承認がない限り、変更できないものとする。

### 7 業務の進行管理

(1) 各業務内容の実施に当たっては、逐次当町と協議を行い、当町の指示に従うこと。

(2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。

(3) 受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託内容、事業執行の場所等について、事前に当町に報告の上、担当者的了承を得ること。

### 8 完了検査

業務が完了したときは、速やかに成果品及び当町が必要とする資料等を業務委託完了報告書とともに提出し、完了検査を受けること。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うこと。

### 9 瑕疵

成果品の納入後、瑕疵が発見された場合は、受託者は当町の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において実施すること。

### 10 成果品

業務が完了したときは、成果品及び当町が必要とする資料等を業務委託完了報告書とともに教育振興部教育総務課へ提出し、完了検査を受けるものとする。

(1) 課題分析等整理

一式

(2) 再整備（案）

一式

- |   |    |
|---|----|
| (3) 再整備（案）に基づくイメージパース図                  | 一式 |
| (4) 庁内検討会議に係る報告書                        | 一式 |
| (5) 基本構想（案）                             | 一式 |
| (6) 業務打ち合わせに係る報告書                       | 一式 |
| (7) 業務完了報告書（(1)から(6)までの資料をA4版ファイル綴りによる） | 一式 |
| (8) (1)から(7)までの電子データ（※PDF及びWord等）       | 一式 |

## 11 その他

- (1) 当町の地域特性を十分理解の上、業務を進めること。
- (2) 業務を円滑に進めるために、逐次当町担当者と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、当町と受託者協議の上、業務を進めること。
- (4) 本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、全て町に帰属する。
- (5) 受託者は、広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第18号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 庁内検討会議や打ち合わせ協議の開催等に支障や疑義が生じた場合は、当町と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項であって、本業務の履行に必要と認められる事項が発生した場合は、当町と速やかに協議し、その指示に従うこと。

## 12 参考資料

- ・ 第2次広陵町人口ビジョン  
[第2次広陵町人口ビジョンを策定しました。 | 広陵町 \(town.koryo.nara.jp\)](https://town.koryo.nara.jp/)
- ・ 第5次広陵町総合計画  
[【「be Happy ～未来につながるまち 広陵～」の実現を目指して】第5次広陵町総合計画を策定しました。 | 広陵町 \(town.koryo.nara.jp\)](https://town.koryo.nara.jp/)
- ・ 広陵町教育大綱 [広陵町教育大綱について | 広陵町 \(town.koryo.nara.jp\)](https://town.koryo.nara.jp/)
- ・ 広陵町教育振興基本計画  
[広陵町教育振興基本計画の策定について | 広陵町 \(town.koryo.nara.jp\)](https://town.koryo.nara.jp/)
- ・ 広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）  
[広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について | 広陵町 \(town.koryo.nara.jp\)](https://town.koryo.nara.jp/)
- ・ 広陵町幼保一体化総合計画  
[広陵町幼保一体化総合計画 | 広陵町 \(town.koryo.nara.jp\)](https://town.koryo.nara.jp/)

## 13 問い合わせ先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

電話番号 0745-55-1001

ファクシミリ 0745-55-1009

- ・ 本プロポーザルの募集に関すること

広陵町教育振興部教育総務課 倉田 (1288)・千葉 (1012)

Eメール kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

- ・ 公共施設マネジメントに関すること

広陵町企画総務部総合政策課 芝 (1232)・藤本 (1277)

Eメール sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp